

平成27年白浜町議会第2回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成27年6月12日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成27年6月12日 10時01分

1. 閉 議 平成27年6月12日 13時36分

1. 閉 会 平成27年6月12日 13時39分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 東 泰 士

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	田 井 郁 也
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	濱 口 伊 佐 夫
国体推進課長	廣 畑 康 雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺 脇 孝 男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課課長	笠 中 康 弘	総務課副課長	小 川 敦 司

1. 議事日程

日程第 1	議案第 5 2 号	専決処分の承認について
日程第 2	議案第 5 3 号	専決処分の承認について
日程第 3	議案第 5 4 号	専決処分の承認について
日程第 4	議案第 5 5 号	専決処分の承認について
日程第 5	報告第 4 号	専決処分の報告について
日程第 6	報告第 5 号	平成 2 6 年度白浜町継続費繰越について
日程第 7	報告第 6 号	平成 2 6 年度白浜町繰越明許費繰越について
日程第 8	報告第 7 号	平成 2 6 年度白浜町事故繰越し繰越について
日程第 9	報告第 8 号	平成 2 6 年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について
日程第 1 0	議案第 5 7 号	白浜町過疎地域自立促進特別措置法による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 5 8 号	白浜町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第 5 9 号	白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例及び白浜町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 6 0 号	白浜町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第 6 1 号	平成 2 7 年度白浜町一般会計補正予算（第 1 号）議定について
日程第 1 5	議案第 6 2 号	平成 2 7 年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
日程第 1 6	報告第 9 号	平成 2 6 年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について
日程第 1 7	議案第 6 3 号	専決処分の承認について
日程第 1 8	議案第 6 4 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 9	発議第 1 号	食の安全保障を考慮した環太平洋経済連携協定交渉を求める意見書の提出について
日程第 2 0	発議第 2 号	議員派遣について
日程第 2 1	発委第 3 号	閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第21

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成27年第2回定例会4日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外(事務局長)

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は暑いかと思しますので、上着を脱いでいただいても結構かと思います。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第52号 専決処分の承認について

○議長

日程第1 議案第52号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第52号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第52号は原案のとおり承認されました。

(2) 日程第2 議案第53号 専決処分の承認について

○議 長

日程第2 議案第53号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 三倉君

○2 番

内容でわからんというより私の無知さから出てくるかもわからないんですけども、お尋ねしたいと思います。

参考資料8ページ、「上記不均一課税の適用を受けるには、新たに産業振興促進計画を作成し」とあるわけです。そのあと「主務大臣の認定を受けることが必要となる」とあるんですけども、この認定を受けるには誰が申請する形になるんですか。

それと、税率が変わることなんですけども、税率についてはこの場合どのように変わるんですか。税率が変わることによって軽減措置があると思われるんです。軽減措置だったら、軽減措置にかわる補助というのは国からいただけるものがあるのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

まず、計画の件ですけども、提出は町長となります。これはいったん半島振興計画ということで国の許可を受けておりまして、今回の変更については、対象事業、これまでは製造業や旅館業であったんですけども、新たに農林水産業であるとか事業が新たに追加されるというものでございます。その場合、新たに計画を出し直さなければいけないということで、今回3月の法案の改正があったんですけども、同時に計画が出せないの、年度替わりですけども、町長名で国に申請を出しているところです。ですので、税率が変わるとかそういうことでは今回の改正はありませんで、対象事業が増えたということ。

それから、当初の執行期限が27年3月末になってあったのは10年間変更するという2点の改正でございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

税率について変わらないというんです。変わってないということは、我々もある程度知ってなかったらあかんことになるんでしょうけども、税率が軽減措置をするということやから、軽減措置することによって、町税の収入というのがないように思われるんです。その措置的なものというのは国から補助金的なものとして何かもらっているのかどうか、その辺はどうなんですか。

○議 長

○番 外（税務課長）

事業は先ほど言ったように、製造業、旅館業、その他でございまして、これに対する対象というのは特別償却設備である家屋及び償却資産、並びに、もし土地をそのために購入してあって、1年以内にその事業に利用するというのであれば、土地も含めて減税の対象となります。これは3年間あるんですけども、初年度が通常の固定資産の税額の10分の1となります。2年目が4分の1、3年目が2分の1の減額ということで、3年で終了するという税率でございまして。

この減収につきましては、国の減収補填制度というのがございまして、そこで補填されるということに定められています。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第53号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第53号は原案のとおり承認されました。

(3) 日程第3 議案第54号 専決処分の承認について

○議 長

日程第3 議案第54号 専決処分の承認についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第54号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第54号は原案のとおり承認されました。

(4) 日程第4 議案第55号 専決処分の承認について

○議 長

日程第4 議案第55号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

14番 丸本君

○14 番

国保税の値上げということだと思いますけれども、これ値上げ全部で4万円ですか。これで税込アップはどれだけになるんですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外(税務課長)

金額は把握しておらないんですけども、世帯数で言うと、加入世帯の2パーセントの方が該当するということになっております。

○議 長

14番 丸本君

○14 番

2パーセントの世帯数。国保世帯は五千ちょっと超す世帯数だったと思うんですけども、この値上げする理由は。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外(税務課長)

世帯数は27年度で言うと、4,700になりまして、この限度額の改正については、国の改正によるものでございます。国の見込みでは26年度から27年度の見込みで、所得の伸びがあると国全体の考え方の中で、今回限度額を改正するという国の指導によりまして、改正するものでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第55号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第55号は原案のとおり承認されました。

(5) 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について

○議 長

日程第5 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

11番 古久保君

○11 番

これ、毎回毎回。

賠償金額6万4,800円の査定はどのようにされたんですか。保険会社が査定したものです。この傷から見ると、常識的に6万円もかかるような傷でないかと。私は補修するのに6万円もかかるものでないと思うんですけども、査定の計算の仕方、資料というものはあるんですか。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番外 (生活環境課長)

これにつきましては、相手方との交渉によりまして損害額が6万4,800円ということで定めたものでございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

そういう意味で聞いているんでなしに、相手方と相談して、この査定の方法、根拠。この補修に対する根拠。6万4,800円かかるかどうかということを知っているんです。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番外 (生活環境課長)

こちらにつきましては、相手方から補修にかかる見積書を徴取しまして、それに基づいて交渉をし、損害額を決定したものでございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

相手方の見積書は精査されているんですか。内訳はあるんですか。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番外 (生活環境課長)

見積書は精査しております。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

精査されて6万4,800円という金額は妥当であるということで判断されているんですね。

○議 長

番外 生活環境課長 玉置君

○番 外（生活環境課長）

はい、そのとおりでございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

査定された見積、内訳については、我々は見させていただくことはできないんですか。それをお尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

見積につきまして、情報として提供できるのかどうかは少しお時間をいただきまして、出せるものであれば、そのまま町民の皆さんにお出しするという形になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

この類の専決処分というのが毎回毎回出てくるわけですよ。ただ、交通事故の場合でしたら、いくらこちらが気をつけていても相手のあることなわけですけども、こういうことは本当に職員間のことなものですから、前にもあったように草刈り中に石が飛んで商店のガラスを割ったとか、この前あったのは選挙の看板が飛んでとか、ちょっとした職員間のことでは気が付いたら未然に防げるんちがうかなというのが、毎回ほかの議員の方もおっしゃっているんですけども、あると思うんです。その辺、課長方も常々おっしゃっているんですけど、やはりちょっと欠けているように感じるんですけど。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

事故の関係に関しましては、議員ご指摘のとおりでございます。我々課長会の中でも事故があるたびに職員に注意喚起、また啓発を行っておるところなんですけども、課長会を開くたびにこうした事故といいますか、そういう部分が出てきてございますので、原因がどこにあるのか。例えば今回の場合は相手がいらっしやらない、動かないものですので、そこは注意不足の部分があるのか、なんらか原因があるのか、これだけじゃないんですけども、そうしたところもいったん事故した職員のもっと詳細な状況を現在取りまとめているところもございます。

あと、白浜町において物損事故等々が損害賠償として議会に出させていただいておるんで

すけども、これは組合に入っていて、その組合からも資料提供という形で白浜町が加入している他の団体より事故とか損害賠償額的なものが多いのかどうかということも取り寄せていまして、そうしたところもいったん分析して、原因がどこにあるのかということで解明した上で、それについてはこういう原因で職員がこういう事例で事故が起きるんだから、こういう形で注意せよと。普通の事故には注意せよだけでなしに、原因分析、どこにあるのか少し精査しないと、我々もあまりにも事故の件数が多いように思いますので、改めて注意喚起をしたいと思います。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

不可抗力ばかりで済まされるものでもないでしょうし、それと、損害賠償金額的にしたら6万4,800円とあまり多くない金額ですけども、起こしたことによって事後処理であるとか、その仕事が止まるとかそういう目に見えん損失というのがものすごく大きいと思うんです。担当課長にしても我々議会にあがってきたのにまた文句を言われるというのか、苦言を呈されるというのはたまったものでないと思うんです。だからその辺もあわせて。我々もあまりこんなことを言いたくないものですし、その辺もうちょっと引き締めて何とか解決してもらいたいなと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今ご指摘いただいたように、専決処分が議会のたびにあるというのは私自身も残念でありますし、申し訳ないと思っております。

その中で、今総務課長が申しあげましたように、いろいろな分析を行いながら、課長会等でも、あるいは副町長の名前で通達もしておりますけども、なかなかそれでも事故が減らないということもございます。実態というのはいろいろと状況はあるんでしょうけれども、やはり言い訳ができないような部分もございますので、やはりもうちょっとしっかりと職員の底辺まで徹底できるように。もちろん、課長会でも話をしているんですけども、それでもまだまだ減らないということであれば、根本的に考え方を変えて、私みずからが例えば課長会の中で、あるいは朝礼の中で話をするとかといったことも今視野に入れて検討することになっています。これからのことですけども、皆様方からもいろんなご指導やご助言をいただけたらと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第4号は以上で終わります。

(6) 日程第6 報告第5号 平成26年度白浜町継続費繰越について

○議 長

日程第6 報告第5号 平成26年度白浜町継続費繰越についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

2番 三倉君

○2 番

次年度にまたがるということになるんですね。次年度というか2年にまたがる事業になってくるわけですね。そうなったら、繰越の財源の国庫支出金ですけども、補助事業の中で2年にまたがるということは別に許されるというか、事業的にはいただけるという格好になるのでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

白浜第一小学校の建設事業につきましては、3カ年の継続費ということで予算を計上させていただいて、了承をいただいております。その中で国庫補助金というのは繰越の部分については3年間のベースで見えていきますので、この部分が今回繰越したからその部分の国庫補助金がもらえないということはありません。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。

報告第5号は以上で終わります。

（7）日程第7 報告第6号 平成26年度白浜町繰越明許費繰越について

○議 長

日程第7 報告第6号 平成26年度白浜町繰越明許費繰越についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。

8番 楠本君

○8 番

11件あるんですけども、それなりの理由があると思っております。やはり国、県の問題、用地交渉の問題、さらには仕事の量の問題もあると思うんです。繰越明許をするにはそれなりの理由があると思うんですけども、個々の問題についてとやかく言うわけではないんですけども、全体的に仕事の量が多くなっているからこういう状況になっているのか。それとも、交渉の過程において、若干遅れてくるという部分があるのか。やはり、国、県との調整の関係でこうなるのか。ちょっとアバウトですけども、その点について考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

今回の繰越の分なんですけど、数が多いといいますのは、3月に補正いたしました地方創生の部分が数としては大分ありますので、数が多い理由は緊急的なものでしたので、それがあります。

あと、各課にあるんですけど、総務課で言いますと、マイナンバーであったり、電算システムの改修があるんですけど、これもマイナンバー法の関係で進めておるんですけども、国から市町村に下りてきている情報というのが1つ申し上げますと、総務省分と厚生労働省の税と社会保障ですので、総務省分と厚生労働省分がございまして、マイナンバー自体は総務省なので、ナンバー自体のシステムについては情報が下りてきて、スムーズにいつているんですけど、社会保障、例えば、年金であったり、介護、医療の情報というのが国から詳細が下りてきてません部分がありましたので、3月末までにそれをすべて精査することができずに、今は大分終わってきとおるんですけども、そういう国の状況等々もあって、繰越させていただいている部分があります。

あと、各課の部分についてはやはりそれぞれに理由があるんですけども、ご指摘の部分については年度内に完成できるように努めていきたいと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第6号は以上で終わります。

(8) 日程第8 報告第7号 平成26年度白浜町事故繰越し繰越について

○議 長

日程第8 報告第7号 平成26年度白浜町事故繰越し繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 三倉君

○2 番

内容について説明いただきたいんですけども、27ページの中で、支出負担行為額が8億3,136万6,037円あって、翌年の繰越が2億5,337万9,590円あるわけです。未収入特定財源という金額についてはどういう措置をされて、どんな形になっていくんですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外(教育次長)

こちらについては起債の分で、地方債をお借りしてという形になります。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第7号は以上で終わります。

(9) 日程第9 報告第8号 平成26年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について

○議 長

日程第9 報告第8号 平成26年度白浜町水道事業特別会計予算繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第8号は以上で終わります。

(10) 日程第10 議案第57号 白浜町過疎地域自立促進特別措置法による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第57号 白浜町過疎地域自立促進特別措置法による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第57号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第57号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第58号 白浜町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正

する条例について

○議 長

日程第11 議案第58号 白浜町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 楠本君

○8 番

中学校3年生まで引き上げることによって、町の負担額はプラスどのくらいになるのでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

費用につきましては、26年度の3月補正、第10号で補正しております。このときは27年10月1日からの実施ということですので、半年分ということで、子ども医療扶助費としまして、758万8,000円を予算に計上しております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

確か800万円くらいだったのかなと思っていたけども、そしたら、医療費の関係については小、中入れて全体の総額がわかっていたら教えていただけますか。

○議 長

番外 住民保健課長 田井君

○番 外（住民保健課長）

27年度につきましては、先ほども申し上げましたが10月1日から中学3年生までとなりますので、当初予算の分と26年度の繰越分とあわせまして、約6,300万円の医療扶助費になります。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

この分については、町長の公約の中にもあったと思います。各市町村周辺も含めてばらばらであると思うんですけども、やはり子育て支援も含めて、白浜町は近隣町村よりもいいなと思うんですけど、そういう部分では少子化の中において、住みよい。白浜町は親御さんにとってみたら、よく聞く話は近隣町村と比較検討されるんですね。保育料の問題とかいろいろ比較されるんですけども、今後それにしてもまだ少子化が進む中で、6,300万円というのが妥当なものであるのかどうかということも含めて、今後子どもたちが成長する上においては、今後高校生に対すること考えていく必要があるのかなと思います。これは答弁を求めるものでございませぬけれども、やはり子育て支援に今後も取り組んでもらいたいと思います。

○議 長

○13 番

このことについて反対するものではないんです。私は過剰福祉とも思いません。以前、美濃部都政のときに大赤字になって、いろいろ福祉の見直しをした。ばらまきを見直した結果、鈴木さんのときに東京都は黒字になった。こういう事例もあるんですけども、これを過剰福祉とは思いませんが、医療費の補助、これは病気になった方だけが受益できる制度ですよ、子どもたちに対して。そういう中で、近隣には予算的に苦しいから給食もなさっていないところがある中で、こういう措置をするということの意味。こういう父兄たちの大変多くの要望があった。または多くの父兄から金銭的に苦しいんだという大きな要望があったとか、町長の考えの中に、斟酌してと言いますか、どういう考えでなされたのかお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

子ども医療費の拡大と言いますのは今まで小学生までだったのを中学生にまで拡大したということは、前の議会等でもいろんな議員さんが中学生まで拡大すべきではないかというご意見がございました。これは皆さんご存知だと思いますけれども、それと同時に保護者の中でもかなりの部分でやってもらったらありがたいなという声を私は水面下でも聞いておりました。給食はもちろん小、中学校は実現していますけれども、なかなか中学生までの医療費の助成は各市町村でもばらつきがありまして、今ご存じのように、和歌山市でもそういった請願書が出ております。なかなか和歌山市の場合は厳しいと思います。あとやっていない自治体はまだ上富田町なんかでも小学生からもやっております。すさみ町は中学校までやっているんです。聞くとところによりますと、すさみ町もそんなに中学生は多くないんですけども、病気になる率も低いということで、それほど町の財政的な負担にはなっていないと聞いております。

しかしながら、白浜町としましては、これだけの観光立町でありますし、日中働いている保護者の方も多し、子育て支援ということで、私は一番ここがポイントであろうと思っています。子育て支援が一番今の白浜町にとって、特に若い方々を支援することによりまして、白浜町に一人でも多くの若い方が住んでいただけるということで。今までは上富田町の人口が増えたということもございますけれども、なかなか白浜町は減るばかりで、増えていない部分もございますので、できるだけ人口を増やすためにもこれが大きな起爆剤になるかどうかはわかりませんが、最低必要な施策だろうと私は思っております、決断をしたわけでございます。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

お考えはよくわかりました。このことは大変苦しい中でも子育て支援をするという考え方の中に非常に私も賛同するものでありますが、今後こういった医療費等以外の子育て支援、それは何もハードの部分だけでは私はないと思うんですが、そういうところも一つ、今後も施策の中で取組みいただけたらなと、このように思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第58号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第58号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第59号 白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例及び白浜町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第59号 白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例及び白浜町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第59号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第59号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第60号 白浜町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第13 議案第60号 白浜町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第60号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第60号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第61号 平成27年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定
について

○議 長

日程第14 議案第61号 平成27年度白浜町一般会計補正予算(第1号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。
10番 廣畑君

○10 番

11ページの歳出。総務費、総務管理費、一般管理費、13委託料のマイナンバー法対応例規整備支援業務委託料についてお伺いをします。

先ほども繰越明許のところでも課長が関連で言われておったけれども、私は反対ということで、一般質問でもさせていただきました。もう一度この財源について、一般財源から86万4,000円ということなんですけれども、先ほどの説明では3月議会の中でもこうしたことについて具体的なことがないよということだったんですけれども、こうした国が進めていく施策であるわけですが、もう一度このことについてご説明いただきたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外(総務課長)

先ほどの繰越明許と今回の補正ということで、榎本議員からも繰越明許のことでご質問い

ただいたところでございます。

このマイナンバー法の今回の補正につきましては、先ほどの楠本議員からありました繰越明許費のあの条例の部分につきましては、白浜町例規集がございますけれども、あの中でマイナンバーが関連する条例、規則等々がどれだけあるのか職員が探し出すというのが難しいので、これを委託して、まずは探し出していただくという作業が楠本議員からご質問あった繰越の部分でございます。その中でマイナンバー、総務省部分につきましては、ある程度国のほうからかちとしたものが出てきておりますので、探し出すことがほぼ済んでおるんですが、社会保障の部分、先ほど言いました厚生労働省にかかる介護保険の部分であったり、福祉の部分と多岐にわたるんです。それが明確に確実にこれで決まりという形でなくて、これも関連するであろうという部分が多岐にわたってございまして、そこが100パーセント確定しきれてないという状況で繰越をさせていただいた部分なんです。

それで、全体的に白浜町の条例で、この条例はマイナンバーに関する条例改正が必要ですよというのが洗い出されるということになります。今回のマイナンバーの例規整備につきましては、条例と規則、要綱が載っている部分もあると思うんですけども、そのうちの条例について改正文案を作っていただくということになります。

そしたら、町の職員は何をするのかと言うと、改正文案ができますと、規則をすべて改正していくということで、数からいきますとすごい作業になってきますので、最終マイナンバーのこれが出来上がったときには議会に数としては多岐にわたる条例改正を出させていただくという運びになってくると考えてございます。

ただ、昨日からのマイナンバー法自体のそもそもの部分になるんですが、いろんな国民からの声も報道等で聞いてございますけれども、町としましては、国の進めるIT国家、世界最先端を走るIT国家ということがうたわれてございまして、それに基づいてマイナンバーを振っていかれるわけですから、それを止めることなく、国と歩調を合わせて整備することによって、今の住基カードで利便性を得ている町民もいらっしゃいますので、これを止めるという考え方はございませんので、国策に基づいて遅れることなく進めていきたいとこのように思っております。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

先ほどの部分については社会保障の関係やと。今回総務省の関係ではわかってきてあるので、その委託料と、そういう単純な理解ではあかんと思うんですが、今の説明では町の条例を改正していく前の段階として、細々したものをここで業者に委託をして、どういった点があるのかというのを洗い出していくと。そういうふうに私は理解しているんですが、縷々細かく説明をしていただいたんですけども、そういう理解をしているのが1つと、それから、そのことについて。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

条例でマイナンバーに関連して改正が必要ですよという、なんとか条例が必要ですよという条例の名前を洗い出してくる、これが楠本議員からご指摘の繰越させていただいている部

分です。今回の補正につきましては、名前が出てきましたと。そしたらどういう形のどこに改正が必要だとわかってきますので、その条例の改正案というものを作っていただくというのが今回の補正になります。そのうち、町職員が何をするのかと言いますと、条例に基づく規則改正。規則のほうがもっと細かくなってきますけれども、規則改正を町職員が条例案に基づいてつくり上げていくという運びになっていきます。

○議 長

10番 廣畑君

○10 番

わかりました。

それで、国策であるから、それに従ってという意味は大変わかるんですけども、やはりIT戦略といいますか、国策であるということです。

ただ、このマイナンバーの前に、昨日の朝刊でも示されておりましたけれども、東京商工会議所の会員企業の情報約1万2,000件の流出の可能性があると報道もされておりましたし、先ほど総務課長が言われておった中にはそれが入るのかなと思うんですけども、そうした莫大な情報量は格好のハッカーの犯罪のネタになるということもありますし、完全なものはないと、完全にこれを遮断する方法がないと言われております。情報が流出すると、やっぱり復旧、その時点で被害が拡大していく、被害者を元に戻していく、被害の状況がなかったようにしていくということはまず不可能なので、やはり基本的に、国際的な話をしていましてけれども、国際的には先行のそういうことではあかんと。だから元に戻してそれぞれのところでちゃんと管理していくほうが無難である。まだまじやということで、国際的にはそういうふうになってきているというのが今の情勢なんです。やっぱり大企業やIT企業、そういう企業、法人に奉仕をしていくようなやり方になるんぢがうかな。

国民の情報を流出させていく危険性が増大していくとありますので、私はこの部分については反対するということをこの場で言わせてもらって質問を終わります。

○議 長

討論でやってください。

ほかにございますか。

11番 古久保君

○11 番

ちょっとお尋ねします。

19ページ水産業振興費の中で、需用費のところでは空調の施設修繕料が載っています。この施設の場所をお聞きしたいのと、20ページの観光総務費の中で、観光案内看板設置工事というところで関連するんですけども、私議員になってから再三再四町民の方から言われるんです。阪田の体育館、会館、いろんな催し物やっていますね。それから、子どもたちが運動をやっていたり、バレーやったり、卓球やったりという催し物がある中で、町民の方が今日は何しやるんやろうな。人が多いなという形で、中で何をしているかということが外に通じない。だから、何か催し物があるたびに、この前の美術協会の件に関して、あれは前に看板が立っていますけれども、そういう類でなしに、常に町民の方が前を通ったら今日は運動場で野球しやるんやな、会館の中で何かしているというのがわかる看板。これは普通の看板でなしに電光掲示板みたいなものを常に毎日毎日あるたびにわかるように、お客さん、町民

の方にもわかるような案内が必要でないかなと思っているんですけども、その辺の考え方を教えてください。

○議 長

補正予算の件ですので、観光案内看板についての質疑でございますから、今の言われたことはよくわかりますけれども、また違う機会を通してお願いしたいと思います。

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

水産業振興費、需用費の施設修繕料の37万円の内訳でございますが、2階イタリアン部分の空調センサーの部品の取り替えに18万円。それから、1階部分のエアコンのファン電動機の取り替えが19万円になります。施設が完成してからまだ3年ということなんですが、業者に確認しますと、通常空調センサーはだいたい3年くらいで壊れるということもありますよということでございます。それで、ファンの電動機、これは1階部分のエアコンのファンの電動機の取り替えなんですが、これが1階部分のみがだめになっているので、これも水槽等がそこにごございますので、そういった部分で水しぶきが若干飛んだり、その影響が考えられるということでお聞きしてございます。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま古久保議員から観光案内看板設置工事費についてご質問をいただきました。

この79万2,000円については、今回7月に高速道路が南進して南紀白浜インターまで来ると。一般質問等でもご質問あったとおり、町長の答弁の中でも南紀白浜インターからの時計回りの観光ということを考える中で、現在あまり観光案内看板というものが表記されておられません。また9月には国民体育大会もあるということで、まず1枚、いそぎ公園のところに大きな観光案内看板を付けて、観光客の誘導を考えたいというための予算であります。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

修繕料のところご説明いただきましたけれども3年。3年くらいで空調機を修繕せんなんと。細かいことを言うわけでないんですけども、町から与えて使ってもらっている、用意して使わせてもらっているという感覚が経営者としてあるのか。大事に使えばこんなに早くに壊れるものでないです。その辺のところをちょっとお聞きしたいんです。もっと大事に使っていただく。3年やそこらで壊れるというものでないと私は思いますが、その辺。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

実際、指定管理者が例えばこの物をこんなに使っている。これは粗いん違うかということですけども、あくまでもセンサーとかそういった部分の話ですので、通常の使用の中で特に指定管理者が粗く使うとか使わないとかそういった問題ではないと思います。ただ、現在も指定管理者は十分管理者の認識のもと施設のほうは使用いただいていると理解してございます。

○議 長

12番 南君

○12番

関連になってくるんですけども、同じところなんです。やはり家庭用の空調やったら、1年とかで壊れるはずないし、あったとしても保証期間というのが付いているんですけども、この器具にしては保証期間というのは付けていないんですか。

それと、もう1点、同じようなところなんですけども、浮棧橋もそうですけども、すぐに壊れたと。やっぱりある程度の保証期間というの、あれも台風といたら台風なんですけども、あれはこの近辺でも前にも言いましたけども、壊れるような台風ではなかった。付近の漁港らでも被害があったというのはなかったような台風で、そこが壊れているとか。空調もそうなんですけど、この件に関しても保証というのか、工事、機械の保証というのはいかなるようにお考えですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

このエアコンのセンサー、こういったものにつきましては、メーカーの保証期間が1年でございます。通常だいたいメーカーの保証期間は1年というところが多いです。ただ、例えばAEDの購入とかそういう分で3年間、5年間とか条件を付けて入札をしてということもございますが、通常特段の部分がなければ、基本的なメーカー保証はだいたい1年というところが多いと考えてございます。

○議 長

12番 南君

○12番

フィッシャーマンのところなんですけど、あの設備とか備品、すべてというか無償貸与していますね。パラソルらも含めてそうなんですけども、例えばパラソルなんかも壊れたとか破れたりしたら、全部町が修理していくものですか。ある程度の維持費、例えば電気代なんかは向こう持ちなんですけども、その修理というか維持費でなしに、修理なんかもすべて町が持つような契約になっているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

こちら指定管理の協定の中で、経費の負担ということをやっております。施設、設備の損傷等につきましては、管理上の瑕疵にかかるものは指定管理者の負担。それで、瑕疵にかからないものにつきましては、双方その都度責任分担を協議しながら決定するということになってございます。それで、施設の小規模の修繕、10万円までにつきましては、指定管理者。それから、大規模なものになってまいりましたら、町の経費負担ということで協定してございます。

○議 長

12番 南君

○12番

そしたら、それに今回はすべて該当するわけですね。6基あっても別々に数万円といたって合計すれば37万円ですか。その中に入ってくるわけですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

設備の損傷でございます。それで、管理上の瑕疵にかかるものではないので、双方協議ということになってまいるわけなんですけど、当然施設の一部に属するものでもございますので、これは当然私どものほうで10万円以上かかるという解釈の中で対応させていただくということにしております。

○議 長

12番 南君

○12 番

ちょっと別のやつです。同じページですけども、19ページの13の委託料なんですけども、この漁業振興施設運営分析調査業務委託料はどのような内容なのか。

そして、調査の結果をどのように町が生かすのか、その点説明願います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この分につきましては、現在の漁業振興施設の運営状況、財務面からまず分析をさせていただきたいと思っています。それで、その結果を基に診断を行いまして、現在のところ問題点や課題などが無いかなにかであろうかといったものを改善提案、専門家の目を見ていただくと。私どもはやはり事業報告をいただいて、それである程度月ごとの収支を見るのは可能ですが、所詮素人でございますので、一度そういったものを専門的な方に見ていただいて、それによって今後の運営基盤の強化、方向性といったものも提案させていただきたいと思っています。

具体的には、運営分析とか方針の検討、それから資料データの分析とか現地調査、ヒアリング、そういったものもしていただいて、分析を行っていただく。それで、これにつきましては、当然私ども来年度に向けて指定管理を漁協さんと協議をしましてまいります。それの中で、今の経営状況で果たしてどこまで町が今でも委託費を出したりしてございまして、逆に言うと、委託料を出さなければならない施設であるのか。それもなくしてもいい施設であるのか。逆にもっと財政的な部分で援助をしなければならないのか。こういったものもあわせて分析をする資料にさせていただくということで思っております。

○議 長

12番 南君

○12 番

この運営は向こうがしているんで、運営分析というのは向こうの問題ではないんですか。町が運営に関してもっと踏み込んで、こんなのかんてとか言えるんですか。運営はあくまでも、運営分析というのは向こうがやっての、こういう結果が出たから、こう変えていこうかと。あくまでも運営は向こうでしょう。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この調査は指定管理者のためにはするのではなく、町が施設の損益分岐点がどのくらいであるのかとか、今の問題がどこにあるのか等を把握するために行うものでございます。当然この調査によって得られた数字によって、指定管理者と協議をする必要がございますので、こういったもので町が責任を持った数字を押さえた上で、事業を進めていかなければ指定管理の条件の協議の辺もまともにはできないと思いますので、そういった観点から今回この予算を要求させていただいたところでございます。

○議 長

12番 南君

○12番

そしたら、運営分析が出てきて、今年の決算はまだ出てないですけど、赤字だったらやっぱり町がもっと負担、維持費なり前回と同じような感じで電気もどれだけ持とうとかいう可能性が出てくるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然私どもは漁協さんと協議の中で指定管理をずっとお願いしていくという方針で今のところ来てございます。それで、7月で3年目を迎えるわけなんですけど、実際この2年の経営状況につきましては、皆さんだいたいご承知のとおりかと思えます。

ただ、そのままいつまでも同じ形態でずっとこの施設を運営していけるのかどうかについては、そうなってきたら何年か先にパンクということもありますので、そういったことが起こらないように町としてもやはり施設の所有者は私どもでございまして、それをいかに円滑に運営していってもらえるかどうかといったことを町としても押さえた上で当然する必要があります。その結果、極端な話ですけど、例えばこれが10年経ってもまったく見通しが立たないような施設であるんだったらその事業自体をどうするかという根本的な話にもなってしまうし、ここはこうしておけばもっと良くなるということもいろいろ見えてまいるかと思えますので、一度この分析調査をさせていただいて、実際に現状というのを町としてははっきりつかんでおきたいということでございます。ご理解をお願いいたします。

○議 長

1番 溝口君

○1番

19ページの今南議員が質問されたことにつきまして少し関連の質問をいたします。

課長から施設運営についての分析であるとの答弁であったと思うんですけども、この施設運営をするにあたっての調査と施設の内容といいますか、不具合があるかどうかという調査は含まれるんですか。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

施設の不具合というのは具体的にどういった意味のことでしょうか。

○議 長

1 番 溝口君

○1 番

よく聞いていますのは、あちらの施設の水槽の水質が当初は3項目の水質で魚等が生育することができるという分析があって、今の水槽にしていると思うんですけども、どうもいけずに魚等を放流した場合、何が原因かわかりませんが、魚が死ぬ例がたくさんあると。そして、魚が生育していますけども、魚の表面等にぬるぬるといいますか病気になるのかわかりませんが、そういったことが発生しておると。

ですから、そういった部分についての施設の運営を含めた施設の分析も含まれているのかといった質問です。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいま溝口議員の言われた部分の調査費というのはこの中にはまったく入ってございません。

○議 長

1 番 溝口君

○1 番

それでは、もう1点質問をいたします。その下の工事請負費、防犯設備の工事費でありますけれども、運用しまして2年が過ぎようとしている。聞くところによりましたら、前にも話がありましたが、1階部分からそのまま階段を上っていくことができると。防犯上少しと。これも昨日私が一般質問した中に当初からわからなかったことだったのかと。今になって、2年経ってこういう計上をしてくるのは、やはり町当局の施設に対する精査が欠けていたのではなかろうかと判断をするわけであります。防犯上のことですから、2年経つ前にわからなかったのかと。こういったものは開業してすぐさま対応すべきでなかったのか。そこらについて。これはこれでいいのかと思うんですけども、そこらの対応が少し遅れているのではなかろうかと思うわけですけども、その点どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいまの点につきましては、実は設立の1年目から指摘をいただいております。それで、昨年6月定例会に議案第48号で一般会計補正予算第2号の工事請負費の中で照明施設を含めた工事費として659万4,000円を計上してお願いをしたんですが、町の負担が大きいと、当時は国庫の補助メニューなんかを考えながら町民負担のない形で整備ができないかということで、予算の提案を訂正させていただいて取り下げたものでございます。取り下げはいたしました、なんらかの措置を講じなければ、夜間に2階、それから屋上に上られてしまう状態に変わりはなく、どうしても必要であると考えまして、今回補正のお願いをするところでございます。

ただ、当時は材質や構造もより強固なものでだいたい150万円程度のものを予定していたんですが、設置方法なども考慮しました。当時は町民負担のない形でということで、初期

の目的を果たせる範囲では当時のものより安価なもので、今回31万円のものをお願いしたところでございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

最初の件で、施設修繕料のところでご説明いただきました。10万円までだったら管理者の方で。それ以上を越すところらでという説明をいただきました。空調機1階、2階に分かれての故障という形で説明がありました。これ単発でいけば、10万円以内でおさまる修繕。いっそ修繕料で出そうやないかと。2階もちょっとおかしいし、店のほうもおかしいからまとめて出そうやと。そしたら、10万円以上になるやないかという感覚で行政に申し入れるということはないですか。私は1階、2階という説明があったので、この際、1階も2階も一緒に申請しようやないかと。そしたら10万円以上になるやないかと。そしたら役場で見られるやないかという甘い感覚で物を考えておられないかと私はそこら辺の危険性がないのかちょっと心配しますので、答弁をお願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これはあくまでも空調システムの話ですので、当然一つ一つ別に考えられるものでないかと思っております。それで、1階、2階それぞれ分離して考えたところで、いずれも10万円以上のものでございます。あわせてこれを10万円以上になるから本来であったら指定管理者のほうに負担すべきものを町のほうにまとめることによって負担させたという認識は向こうも思っておりませんし、私どももそのような考えでございません。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

19ページ、3の漁港管理費の中で、漁港補修工事、瀬戸の灯台の部分と湯崎の航路照明の分です。

参考資料にも付けてくれているんですけども、やはり湯崎の航路照明ブイのほう、まず1点、これは補修になるのかという部分と、これは絵を見たらかなり水深が深いと思うんです。当初からこの分については港に入ってくるのに航路照明が必要という部分もあったんだろうと思いますが、この部分について当初から必要なものであったのだと思いますが、補修であるのか。また、水深のことを考えれば、この予算内でいけるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

それと、もう1点は、21ページの櫛ヶ峰線ですが、これは西越線のことだと思うんですが、そのつもりで質問させていただきたいんです。今、側溝の工事をやっているんですね。それで何をやるのか、拡張しやるのかなと走って見ているんですけども、これは溝蓋を付けている工事と関係があるのか、ないのか。その分についての考え方をお聞かせ願いたい。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この湯崎漁港の航路明示ブイにつきましては、従来あったものが老朽化によりということで取り替えるものでございます。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

議員おっしゃられた櫛ヶ峰権現谷線というのはエキシブのところから鴨居のほうに下りてくる道路でございます。西越線ではございません。

○議 長
8番 楠本君

○8 番
参考資料は付いているんですか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

参考資料は付けてございません。申し訳ないです。

○議 長
8番 楠本君

○8 番
認識なくて申し訳ないんですが、エキシブから下ってきたところですか。フラワーラインに関係した一連の工事と理解したらいいですか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

エキシブから降りてきて、鴨居と安久川から上ってきたところに信号があると思うんですけども、信号付近で今工事をやっております。フラワーに関連してくるもので、その部分の工事でございます。今現在やっている部分に県から内示で5,000万円を付けてくれたということで、現在3,000万円の予算を持っているんですけども、2,000万円を追加して、今やっている工事をエキシブ向きに少し延ばすということです。ちょうどエキシブの信号と信号の中間あたりにフラワーの一部供用ということで抜けてくるようになるんですが、そこに向けて2,000万円分で約100メートルを延ばすような工事でございます。

○議 長
8番 楠本君

○8 番
できたら今後参考資料を付けておいてください。

○議 長
2番 三倉君

○2 番
22ページです。土木費の中で財源組み替えという形で国庫支出金と組み替え、地方債とあるんですけども、節が今回には入ってないんです。当初予算では入っているんですけども、替わっているということはなぜ補助金が付かなかったのかということ。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

これは平間下第二団地の屋根と外壁の工事の分でございますけれども、国からの内示額が減らされたということでございます。

○議 長
2番 三倉君

○2 番

ということは、工事費が管理費の中で3,643万6,000円という金額丸々ということでもないんでしょうけども、節のほうはわからないんで。そんな中で、減額になった分がこれだけだから地方債で賄うという格好になるわけですか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

国費の分が935万の要望をしていたところ、内示額が508万9,000円あったところで、その差額分を地方債でお願いするというところでございます。

○議 長
2番 三倉君

○2 番

その申請の場合の、結局こちらからしたけどあかなんだ理由、査定で削られた理由。なぜそうなったのかわかればお願いしたい。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

国からの内示ということなので、国の財政事情といたしますか、予算措置でございます。

○議 長
2番 三倉君

○2 番

補助事業で率というのがあるじゃないですか。これは率でなしに、出した中でこれだけしかお金がないからという格好になるんですか。それとも、災害復旧の場合だったらいくらかの率があつてとなるんですけども、これも対象額の中でそういうものではなかったわけですか。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今回の分については社会資本の交付金の事業でございます。それで、割り振りといいますか、国でいろんな事業があつて、今回この部分については減額という形になってございます。

○議 長
13番 玉置君

○13 番

質問が後戻りするんですけども、19ページの委託料のことです。

この委託料について非常にわかりにくい。先ほど南議員も質問なさっていましたが、何のためにするかと問うたときに、今後運営者がもっとスムーズにもっと有益に運営できるようにと考えるのであれば、これは今現在運営しているところがやるべきことであって、課長がおっしゃったように建物の価値をもう一度再検討するんだよと先ほど発言されましたよね。価値をもう一回確定するために運営分析をするんだよと言うのであれば、この分析結果を踏まえて、今後この施設に対して、値上げをするのか、値下げをするのか、そのための調査であるのかどうか。その辺り、価値を見極めてどうしようというところ、どういうために50万円をかけてこの調査をするのか。その辺りわかっていたら説明してください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員おっしゃるように、向こうの経営に関するものは当然指定管理者が責任を持ってやるものでございます。今おっしゃっていただいたように、私ども施設の価値ということでなしに、施設の運営状況といいますか、そういったものを町として把握するものでございまして、それをどうするかということにつきましては、当然今後の指定管理の条件をどのようにしていくかということに反映させていきたいと思って調査させていただくものです。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

補足説明をさせていただきますけれども、やはり今の施設のあり方といいますか、皆さんからいろんなご意見、疑問があるかと思えます。今の施設の状況というのが指定管理料も含めて妥当なのかどうか。指定管理料とかそういった部分についての幅広い経営的なものを調査した上において、これから指定管理料をどのようにして決めていくかということもあるんですけども、もう一度経営改善策を検討する上での基礎資料と私どもは位置づけております。

訂正します。経営管理ではないんですけども、コンサル会社をお願いした上で、今の状況がどんなものであるかということをも町の資料として使いたいということでございます。ですので、経営的なものというのは当然指定管理者である和歌山南漁協がやることだと思いますけれども、それについて我々は町独自で調査をした上で、それをどういうふうにこれから反映していくかということを検討する資料にしたいということでございます。

○議 長

11番 古久保君

○11 番

今のご説明もうひとつ私も理解しにくいんですけども、行政側で委託して調査をする。経営のほうには経営努力はしていただく。調査する内容によって、次協定を結ぶ場合、3年後に契約をする場合、その資料にあてると。行政側の判断としてそれを基に契約し直す。3年ごとに行政側の材料として対応するときに使うという意味でいいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

おっしゃるとおりでございます。

指定管理の期間につきましては、来年の3月末で満了になりますので、当然そのための数値ということでご理解いただいて結構です。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

26ページをお願いします。図書館費の備品購入費の中で、図書購入費10万円とありまして、これについては、図書購入のために10万円ほど寄附をいただいたということで、大変ありがたいことだと思うんですけども、こんな場合に町として寄附いただいた方について何らかのお礼というか、もらったからお礼するというのではなしに、感謝状というかそのような制度というのは今あるんですか、ないんですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

制度としてはつくってはございませんが、その都度都度額面によらず、ご寄附いただいた方には感謝の文書を送ってはありますけども、感謝制度というんですか、そういうものはございません。やはりお気持ちですので、額面が例えば1億円だったらしましようとか、そういうものではないので、そこはないんですけども、必ずいただいた方には感謝の文書を送らせていただいております。当然窓口で受け取る職員はその都度感謝を申し上げている状況でございます。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

心遣いいただいたらと思うんですけども、以前に用地の提供をしていただいた方で、旧日置川町から変わった頃だったんですけども、私のところそうしたのに、そういうような事業をしたときの竣工式とかにも何もなかったというのをちょっと聞いたものですので、だからそうでなしに、ちょっとでもそういう格好で心遣いをいただいたらそうすべきちがうかなと思ったり、またどうかなと思ったもので、制度があるかないかと聞いたんです。

○議 長

10番の廣畑君に確認の上で申し上げます。

先ほどマイナンバー法についての審議の上で、反対討論と私は申し上げましたけれども、これのみの反対であるのか。もしくは全般、補正に対する反対なのか。これのみであれば、また減額修正をして取り組むということがございますが、その辺の確認だけお願いします。

10番 廣畑君

○10 番

減額修正云々というところまでいきませんが、質問の中で私の思いを述べさせていただいたところあります。

○議 長

はい、わかりました。

8番 楠本君

○ 8 番

23 ページ、非常備消防費の18 備品購入費97 万2,000 円です。この分については白浜の消防署としても山間部が多いし、何台か買うということのお話は聞いているんですけども、この点については、各分団に全部配備できるのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○ 議 長

番外 消防長 古川君

○ 番 外（消防長）

今回上げさせていただいた97 万2,000 円というのは、10 台分くらいなんです。これから、各分団には整備していくという計画であたっていくつもりであります。

○ 議 長

8 番 楠本君

○ 8 番

そしたら、配備状況は本署と日置川とすさみへ10 台分を備えるという意味ですか。

○ 議 長

番外 消防長 古川君

○ 番 外（消防長）

そのとおりでございます。

まだまだ台数は不足していますので、今のところは本部で預かって活用していこうというところです。

○ 議 長

12 番 南君

○ 12 番

20 ページの観光総務費なんですけども、駅前の喫煙施設設置工事費74 万6,000 円あるんですけど、これは新設でいわゆるボックスで置くような感じなのか。

それと、これは町だけでJR と半々とかそういうのはないのか。

それともう1 点、参考資料に駅前のところあるんですけども、ここの所有地はJR なのか、町有地なのか、その点お聞きします。

○ 議 長

番外 観光課長 愛須君

○ 番 外（観光課長）

ただいま南議員より駅前の喫煙施設の設置工事についてご質問いただきました。

50-5 に参考資料を付けておりまして、そこに設置の要旨ということで、来町者や観光客に駅前広場を快適に利用していただけるよう環境美化の観点から、そしてまた、国体開催という大きなイベントが控えておりますので、それまでにこの場所に喫煙所の設置を図りたいということでもあります。

囲い込み式なんですけど、中にあまり煙がたまるということも、また、もちろん吸われる方も吸われない方も通るところでありますので、少し間をあけて、煙については外へ逃げるような形の建物というか喫煙所の設置を考えております。

土地についてはJR の土地ということで、その辺の話もしているところでございます。

○議 長

12番 南君

○12番

もう一つの答えいただきたいんですけども、JRと町の負担割合といいますか、町だけな
んですか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番外（観光課長）

答弁が漏れておりまして申し訳ございません。

すべて町単でする取組みになります。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第61号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第61号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

（休憩 11時33分 再開 11時40分）

○議 長

再開します。

（15）日程第15 議案第62号 平成27年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）議定について

○議 長

日程第15 議案第62号 平成27年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第62号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第62号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 報告第9号 平成26年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について

○議 長

日程第16 報告第9号 平成26年度白浜町土地開発公社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

この状況を見ると2カ所売れていますし、なかなか頑張っているなど。前向いて進んでいるなどというのがちょっと感じるところであります。

しかしながら、まだ凍結された、なかなか売却のしにくい物件も多々ある中で、それを漫然と売れんからこの土地仕方ないというような、口で言うのは易しいんやけども、そうなかなか買い手の問題もあるから、改善というのは難しいけれども、その中で手持ちの資産を、例えばその上にも持っている宅地を何か独自の公社の運用の中で、別の運用ができるようなことが考えられないものかな。これは仕事の内容の定款も読んでいない中で誠に申し訳ないんやけども、持っている土地に何かを建ってグループホームを誘致するとか、それは想像の域を出ないような話なんですけども、現実性がある話ではないんですけども、そういった利活用というか現状、売れるのを指をくわえて待っているだけなのか、それとも、そういう可能性を求めて何か行動を起こしていただきたいなと思うんですが、今後の経営方針といたしますか、そういう中で何か思うところがあれば、お聞きをしたいのですが。

○議 長

番外 総務課課長 笠中君

○番外 (総務課課長)

5月に監査委員の審査を受けました。その中でも、まず売るように努力をしてほしいという意見をいただいております。現在も五反田につきまして、乗馬クラブ、また一般企業と協議をしているところがございます。グループホームとかそういうのは今のところまったく考えていないんですけども、なるべく早く売却できるような努力をしたいと考えております。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

確認になりますけど、とにかく近隣の企業とかいろんなどころ、人たちと話をして売るといふ、あくまでも売るんだというところの取組みだということによろしいんですか。その土地を何か別の方向で利活用して、町の収入を図る、公社の収入を図るということではないと。

○議 長

番外 総務課課長 笠中君

○番 外（総務課課長）

まず、手持ちを売却する。きよらにしても高台ということで、まだまだPRの仕方によっては売れると思いますので、そのPRの仕方等も今までと違う何かないかを今検討しているところでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。

報告第9号は以上で終わります。

暫時休憩します。

（休憩 11時45分 再開 13時00分）

○議 長

再開します。

（17）日程第17 議案第63号 専決処分の承認について
日程第18 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第17 議案第63号 専決処分の承認についてから日程第18 議案第64号 工事請負契約の締結についての2件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第63号 専決処分の承認につきましては、平成27年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるところでございます。

議案第64号 工事請負契約の締結につきましては、白浜第二小学校耐震改修等工事について契約を締結したいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可いたします。

番外 上下水道課長 濱口君（登壇）

○番外（上下水道課長）

議案第63号 専決処分の承認について、議案書（P.54～56）に基づき説明した。

○議長

番外 教育次長 寺脇君（登壇）

○番外（教育次長）

議案第64号 工事請負契約の締結について、議案書（P.57～60）に基づき説明した。

○議長

以上で補足説明が終わりました。

引き続き、審議に入ります。

議案第63号 専決処分の承認について、質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第63号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第63号は原案のとおり承認されました。

議案第64号 工事請負契約の締結について、質疑を行います。

11番 古久保君

○11番

お尋ねします。

耐震工事ということで内訳がありますけども、A、B、Cこれは耐震で、あとは大規模改修工事で1億1,000万円と分かれています。本来の目的の耐震にはこれは関係ないんですか。本来の耐震補強については残りの7,522万円くらいというとらえ方でいいんですか。

○議長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

おっしゃるとおり耐震に関する工事については約3,000万円の直接工事費がございます。ただ、白浜第二小学校につきましては、概要にもございますように、すでに古い方のA棟、B棟では約53年経過しております。経年劣化が非常に進んでおる状況でございます、そういう形で大規模改修のほうが事業費的に多くなっております。

○議 長

11番 古久保君

○11番

というのは、耐震の図面を見ると、壁だけの補強、部分的な補強で、袖壁とかそういう程度です。それと、B棟においては、天井のたすき掛けという形で載っていますけども、本来の目的の耐震はこれで十分なんですか。その辺だけ確認します。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外(教育次長)

この図面等々見ていただいたら本当におっしゃるように壁の補強、それからスリットの増設等々で少ないように見えるんですけども、とりあえず国といたしましては、耐震補強をする場合は、必ずI s 値0.7以上にするようにということで、設計会社のほうもそういった形で設計をしていただいておりますので、0.7以上になると考えてございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第64号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第64号は原案のとおり可決されました。

(18) 日程第19 発議第1号 食の安全保障を考慮した環太平洋経済連携協定交渉を求める意見書の提出について

○議 長

日程第19 発議第1号 食の安全保障を考慮した環太平洋経済連携協定交渉を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番外(事務局長)

発議第1号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略いたします。

本案に対する質疑を行います。

10番 廣畑君

○10 番

このTPP交渉につきましては、平成22年12月議会で参加反対のTPP交渉参加反対に関する意見書が可決されて送付されております。その中には、「わが国の食料事情を危機的な状況に追い込み、地域の第一次産業に極めて深刻な打撃を与えかねない環太平洋経済連携協定への参加に断固反対するものである」ということで最後を締めて、意見書を提出するとなっております。

5年近く経過する中で、国は参加を決めて交渉しているんですけども、こうした本来参加すべきでないという反対の意見書を提出している中で、本来は撤退というべきではないでしょうか。

それから、TPPの中身。今回食の安全云々の意見書となつてございますけれども、TPPの中身は農業問題だけではなく、医療や保険など社会保障の関係なども大きく関わっております。また外国の企業や投資家が損害を被った場合、相手国に賠償を求めるISD条項というの也被まされております。日本の国が訴えられるという大変なこともあるわけです。過去の例では自由貿易協定などでは賠償金を支払っておるという国もありますし、こういったことがあるということについてどのように考えておるのか質問したいと思っております。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

今の廣畑議員のご質問にお答えをします。

確かにTPPは食だけではなく、ISD条項であるとか、先進医療の高額化というところが懸念されるところであります。しかしながら、その交渉内容については、私ども把握しているところではございません。その中で今、NAFTA（北米自由貿易協定）が発効されてから20年。その中で問題点が出てきていると報告がございました。その中で、やはりメキシコの農家がそれをもう一度協定をやり直してほしいということを政府に訴えても、そこで却下されて新たな条約を結べない。その中で今農家が塗炭の苦しみを味わっているというような報告がございました。現実にはISDの問題とか高額医療の問題については、私はその辺りの報告を読んだことはございませんし、どうなっているかは私ではわからないんですけども、少なくともコメ等農家の現状、よその国ではありますけれども、自由貿易協定の中、そういう事態が起こってきている中で、せめて今のTPPの現状にある。まして、日本に似ている国であるという状況の中で、せめてTPPの今後交渉を可決するのであれば、せめてその部分だけでも勘案していただいて、条件付きながら進めていただきたい。ほかのところの問題点もたしかにあると思っておりますけれども、それについては、私は結果がどうなっているかということについてはわかっているところではありません。

ですので、私としては、今わかっている現状の農業についてこういう意見書を出させていただきました。その辺ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

○14 番

意見書の内容はともかくとして、5年前でしたか、TPP交渉参加反対という意見書を議会議決しているわけなんです。今ここに14人の議員がおられますけれども、そのうち12人の議員が賛成をし、当時全会一致でした。玉置議員もその中に入っておられます。交渉参加反対の意見書が交渉参加を追認した、もとに立った意見書であると思うんですけども、この意見書の中身に交渉協定案が極秘扱いということは最初からわかっておったことだと思うんです。

それと、「食の自給、安全保障は大丈夫なのか懸念するところであります」ということもわかっておったと思うんです。そういう中で、交渉参加反対の意見書を可決した中でこの意見書は追認したと、白浜町議会の意見が変わったとこう理解してよろしいんですか。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

今、丸本議員の意見はごもっともなところだと思います。以前に反対をしておったにもかかわらず、こういう追認のような意見書を出すということについては、私も甚だ忸怩たるものがございます。

しかしながら、現状としてどうしてもこれは進んでいくんだと。アメリカ側も米大統領にTPAという交渉権を認めたという中で、これは進むんであろうと、締結されるものであろうという現状認識であります。そんな中で、せめて私の気持ちとしては、農家を、現状和歌山県も就農青年に対して補助を出している、農業を促進している、若者に定着してほしいという政策をとっておりますが、いわば流れに逆行するような政策にならないように、せめてその辺を考えていただいて、おっしゃることはよくわかるんですけれども、これは決まってしまうのではないかという中で出させていただきました。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

休憩します。

（休憩 13時34分 再開 13時34分）

○議 長

再開します。

討論を終結します。採決します。お諮りします。

発議第1号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発議第1号は原案のとおり可決されました。

(19) 日程第20 発議第2号 議員派遣について

○議 長

日程第20 発議第2号 議員派遣についてを議題といたします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配付のとおり決定いたしました。

(20) 日程第21 発委第3号 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

○議 長

日程第21 発委第3号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

本定例会の会期は16日までとなっておりますが、本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

従って、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会にあたり町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

閉会の挨拶に先立ちまして、ご報告申し上げたい件がございます。

ただいま、建設課高速道路対策室より紀勢自動車道南紀田辺インターチェンジから南紀白浜インターチェンジ間の開通が7月12日日曜日に決まったとの連絡がありましたので、議員各位にこの場をお借りいたしましてご報告申し上げます。

7月12日15時に開通するということになりました。開通に先立ちましては、地元関係者の方々をお招きして開通式典を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、これに伴いまして、白浜空港フラワーライン線の部分開通も同時にいたします。西牟婁郡白浜町十九淵から中地内、中は観音道のところをございますけども、そこまでの約1キロメートル、幅員にしまして8メートルの区間が開通するということになります。ますます利便性が向上し、渋滞の緩和につながるものと期待をしております。

改めまして、閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

6月2日に本定例会を招集させていただき、本日まで議員各位には提案いたしました案件をはじめ、観光施策、経済対策、教育行政等町政全般にわたり鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、行政運営に生かしながら、各種施策のより一層の進捗を図って参りたいと存じます。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政の伸展に職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

これをもって、白浜町議会平成27年第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議長 岡谷 裕計は、13時39分 閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 6 月 12 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員